

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他)

[illegible]

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展
		政策の達成目標	○「観光立国推進基本計画」（令和8年3月27日閣議決定）における目標 ・訪日外国人旅行消費額 観光ビジョンに掲げた2030年15兆円の目標達成に向け、（略）消費額拡大を図る。 ○「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）における目標 ・訪日外国人旅行消費額 2030年に15兆円を達成する。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
		同上の期間中の達成目標	○「観光立国推進基本計画」（令和8年3月27日閣議決定）における目標 ・訪日外国人旅行消費額 2030年に15兆円を達成する。 ○「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）における目標 ・訪日外国人旅行消費額 2030年に15兆円を達成する。
		政策目標の達成状況	・訪日外国人旅行消費額 2025年：9.5兆円
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置を講ずることにより、JESTAの導入後においても、免税販売の円滑かつ適正な実施を確保することで、訪日外国人旅行消費額の一層の拡大に繋げる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置の 妥当性	JESTA の導入後においても、免税販売の円滑かつ適正な実施を確保することで、訪日外国人旅行消費額のより一層の拡大に繋げるためには、本措置を講ずることが妥当である。
--	--	---------------	--

これまでの 税負担軽減措置等 の適用実績と効果に 関連する事項	税負担軽減措置等の 適用実績	・ 訪日外国人旅行消費額 2013 年：1 兆 4,167 億円 2014 年：2 兆 278 億 円 2015 年：3 兆 4,771 億円 2016 年：3 兆 7,476 億円 2017 年：4 兆 4,162 億円 2018 年：4 兆 5,189 億円 2019 年：4 兆 8,135 億円 2020 年：7,446 億円 2021 年：1,208 億円 2022 年：8,987 億円 2023 年：5 兆 3,065 億円 2024 年：8 兆 1,257 億円 2025 年：9 兆 4,549 億円
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	-
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	○免税対象品目の拡大・手続簡素化により、外国人旅行消費額の大幅な拡大、免税店の拡大に繋がった。 （平成 26 年 10 月開始） ○免税手続カウンター制度が開始され、商店街、ショッピングセンターにおける店舗の免税手続きの負担が大幅に軽減された。（平成 27 年 4 月開始） ○免税販売の対象となる最低購入金額の引下げにより、地方における外国人旅行消費額を拡大した。（平成 28 年 5 月開始） ○一定の要件の下、「一般物品」と「消耗品」の合計金額が 5,000 円以上となる場合も免税販売の対象とすることにより、地方における外国人旅行消費額を拡大した。 （平成 30 年 7 月開始） ○既に免税店の許可を受けている事業者が、地域のお祭り等に出店する場合において、事前の手続により免税販売を可能とすることにより、地方における外国人旅行消費額を拡大した。（令和元年 7 月開始） ○免税店の許可要件について、従業員を介さずに免税販売手続を行うことが出来る機器を設置した場合には、免税販売手続に必要な人員の配置等を不要とする措置を講じたことにより、24 時間購入可能となる等、外国人旅行者の利便性向上に繋がった。（令和 3 年 10 月 1 日開始） ○免税購入対象者の変更（留学生等の免税対象からの除外）を行うとともに、免税手続の際に Visit Japan Web を活用した本人情報の確認が可能となったことにより、店舗の免税手続の負担軽減及び外国人旅行者の利便性向上に寄与した。 （令和 5 年 4 月 1 日開始）
	前回要望時の 達成目標	○「観光立国推進基本計画」（令和 5 年 3 月 31 日閣議決定）における目標 ・ 訪日外国人旅行消費額 早期に 5 兆円を達成する ○「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年 3 月 30 日明日の日本を支える観光ビジ

		ョン構想会議決定)における目標 ・訪日外国人旅行消費額 2030 年に 15 兆円を達成する ⇒2023 年の訪日外国人旅行消費額は 5 兆 3,065 億円となり、短期目標の早期 5 兆円を達成。2025 年の訪日外国人旅行消費額は 9.5 兆円で過去最高となる等、順調に推移しており、2030 年に 15 兆円を達成するべく、取組を進めている状況。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		平成 26 年度：拡充 ○免税対象品目の拡大（食品類、飲料類、たばこ、薬品類及び化粧品類等も含め、一定の条件の下、全ての品目を免税対象品目とする。） ○免税手続の簡素化（購入記録票等の様式の弾力化及び手続の簡素化を行う。） 平成 27 年度：拡充 ○免税手続きの第三者への委託を可能とし、商店街・物産センター等において、免税手続きの一括カウンター設置を実現。併せて、一括カウンターでは店舗を超えて購入金額の合算を認める（ただし、一般物品と消耗品は区別）。 平成 28 年度：拡充 ○一般物品の免税販売の対象となる最低購入金額を「10,000 円超」から「5,000 円以上」へ引き下げるとともに、免税対象物品を免税店から一定の運送事業者を利用して海外の自宅や空港等へ直送する場合の手続きの簡素化等を行う。 平成 30 年度：拡充 ○一定の要件の下、「一般物品」と「消耗品」の合計金額が 5,000 円以上となる場合も免税販売の対象とする。 ○現行の紙による免税販売手続（購入記録票のパスポートへの貼付・割印）を廃止し、免税販売手続きを電子化する。 令和元年度：拡充 ○既に免税店の許可を受けている事業者が、地域のお祭り等に出店する場合において、簡素な手続により免税販売を可能とする「臨時免税店制度」を創設する。 令和 2 年度：拡充 ○免税店の許可要件について、従業員を介さずに免税販売手続を行うことが出来る機器を設置した場合には、免税販売手続に必要な人員の配置等を不要とする措置を講じる。 令和 4 年度：拡充 ○免税購入対象者の変更（留学生等の免税対象からの除外）を行うとともに、Visit Japan Web を活用した本人情報の確認を可能とする。 令和 6 年度：検討事項要望 ○出国時に税関において持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度とし、令和 7 年度税制改正にて、制度の詳細について結論を得ることとする。 令和 7 年度：リファンド方式への移行等 ○消費税の外国人旅行者向け免税制度については、不正利用を排除し、免税店が不正の排除のために負担を負うことのない制度とするため、令和 6 年度税制改正大綱で示された方針を踏まえ、出国時に持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度とし、確認後に免税店から外国人旅行者に消費税相当額を返金するリファンド方式に見直す。 - また、リファンド方式の移行に伴い、訪日外国人旅行者の利便性向上や免税店の事務負担軽減等となるよう、免税対象物品の範囲等の見直し等の措置を講じる。